

食品に関するリスクコミュニケーション
～米国、カナダ及びアイルランドから輸入される
牛肉及び牛の内臓に係る食品健康影響評価（案）について～
議事録

日時：平成 30 年 12 月 13 日（木）13：30～14：55

於：AP大阪梅田茶屋町貸会議室E+F

渡辺リスクミ官：

定刻になりましたのでただ今から、「食品に関するリスクコミュニケーションー米国、カナダ及びアイルランドから輸入される牛肉及び牛の内臓に係る食品健康影響評価（案）についてー」を開催します。

私は、内閣府食品安全委員会事務局リスクコミュニケーション官の渡辺と申します。よろしくお願ひします。本日は、皆様お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

会に先立ちまして、何点かお知らせがあります。初めに、本意見交換会は、質疑応答での発言を含め、公開で開催します。発言者、参加者の皆さまの写真及び映像等が、配信・報道される可能性があることを、あらかじめご了承ください。また、本日、会場内の写真を撮影させていただきます。後日、食品安全委員会の Facebook などに掲載させていただくことがございますので、御了承いただければと思います。

意見交換会の資料につきましては、会の終了後に、食品安全委員会のホームページを通じて公表することを予定しております。

講演の前に、本日配布しております資料の確認をお願いします。配布いたしました資料のプログラムの裏側に配布資料一覧が書かれております。講演資料、参考資料の1～4、それからアンケートでございます。お手元の配布資料を確認いただき、足りない資料がございましたら係の者におっしゃっていただけましたらと思います。

1点配布資料の中で訂正がございます。パワーポイントのスライド番号で13番目。「世界におけるBSE発生頭数の推移」という表でございます。その中で2006年の、日本の欄で、発生頭数10で、カッコ内は非定型BSEで内数です。(2)になっておりますが、正しくは(1)です。お詫びして訂正いたします。参考資料1の評価書のほうは正しい数字が入っておりますので、評価書は訂正いただく必要はございません。よろしいでしょうか。

それでは、意見交換会をはじめたいと思います。

食品安全委員会では、厚生労働省からの諮問を受け、米国、カナダ及びアイルランドから輸入される牛肉等の「国際的な基準を踏まえてさらに月齢の規制閾値、30か月齢を引き上げた場合のリスク」について、プリオン専門調査会において審議を行ってききましたが、この度、

食品健康影響評価（案）が取りまとめられました。

この評価書（案）につきましては、平成 30 年 11 月 28 日より 30 日間パブリックコメントを募集しております。本日の意見交換会は、より広く関係者の中で意見交換を行うため、講演にて平易かつ簡潔に皆さまに御説明し、その後御質問にお答えすることで、今回の評価書（案）についての御理解を深めていただくために行うものです。

評価書（案）については、食品安全委員会山本茂貴委員より説明いたします。それではよろしく願いいたします。

山本委員：

皆さんこんにちは。食品安全委員会の山本です。今日は評価書ができあがりましましたので、それについて御説明しますが、それ以外にも、BSE に関してお話をさせていただきたいと思えます。

まず初めに、皆さんも御承知のように、食品安全委員会ができて 15 年経つのですが、設立される経緯となったのが、BSE の発生です。2001 年に発生し、その後 2 年経ってこの食品安全委員会が食品安全基本法という法律の下に設立されました。現在は食品の安全を確保する仕組みということで、リスク分析の考え方に基づいて、消費者や製造者など、全体の関係者を含んだ、管理側と評価側を結ぶリスクコミュニケーション、意見交換が必要だということになっています。通常はこういう形で評価を行っておりますが、科学的、中立公正な立場で、厚生労働省、農林水産省から諮問を受けてリスク評価を行います。その流れですが、諮問があると、それぞれの内容を確認した上で、専門調査会というそれぞれハザードに対して調査会というリスク評価を行う部会が審議・審議結果のとりまとめをします。調査会での審議の評価結果を持って、委員会で審議し、それが結論として出てきます。これは現在（案）の状態です。それから国民からの意見、情報といういわゆるパブリックコメントの募集を行います。これは現在行っています。その間に必要に応じてこのようなリスクコミュニケーション、意見交換会を行う。そのパブリックコメント等の御意見を受けた上で、最終的な評価書を確定し、リスク管理機関に報告します。専門調査会の中のひとつ、プリオン専門調査会は食品安全委員会設立当時からありますが、私も設立当初からこの専門委員として働いており、現在は、2 年前から、全てを取りまとめるような、いわゆる親委員会の委員として仕事をしています。

諮問の内容と評価の経緯についてです。まず、2011 年の 12 月に米国・カナダ、そして 2013 年の 4 月にアイルランドの諮問が厚生労働省からありました。そのときに諮問されたのが、①と②に分かれていました。①月齢の規制閾値を 30 か月齢とした場合のリスクはどうなるのか。当時、米国・カナダは 20 か月齢、アイルランドは輸入禁止の状態でしたが、それが 30 か月齢に引き上げられた場合のリスク。それから SRM の範囲を変更した場合のリスクですが、これは、30 か月齢以下のものに対するリスクを考えるということです。この①を行った上で、②には、①を踏まえたのちに、国際的な基準を踏まえてさらに月齢の規制閾

値を引き上げた場合のリスクはどうなるのかということで、健康と畜牛の検査月齢を撤廃するところまでの議論をどう考えるかということです。そういうことをしてくださいということで①については、2012年10月に米国・カナダ、2013年10月にアイルランドは評価結果を厚労省に答申しております。

それに基づいて、厚労省は、2013年2月に米国・カナダ及び同年12月にアイルランドに規制閾値を30か月齢に見直したということです。なので、30か月齢以下のものについては、検査しないで、健康と畜牛であればその肉は輸入されるような状態になりました。

この他に、10か国。フランス、オランダ、ポーランド、スウェーデン、ノルウェー、デンマーク、スイス、リヒテンシュタイン、イタリア、オーストリアについても、同様の評価が行われて、30か月以下に限り、輸入が認められている状態です。

今回はこれが終わったので、次の②に移っています。②の評価の経緯ですが、食品安全委員会の評価を踏まえ、厚生労働省は国内で健康と畜牛のBSEの検査を廃止しました。この廃止を踏まえ、対外的なものも②の評価を進めてくださいと改めての依頼があったのが去年の4月です。5月には、13か国について、②の評価に必要な補足資料の提出を依頼しています。米国・カナダ及びアイルランドに関する補足資料が食品安全委員会に提出されたので、今年4月から資料を用いて、プリオン専門調査会で6回の審議を行い、結論に至りました。

さて、牛海綿状脳症（BSE）については皆さんよく御存知のことと思いますが、もう1度振り返ってみます。BSEプリオンと言われる病原体、本当に病原体かという議論もありましたが、それが主に脳に蓄積し、脳の組織がスポンジ状になり、異常な行動を起こしたり、運動失調を示し、死亡するという病気です。感染経路としては、この病気は牛から作った肉骨粉の中に病原体と言われるBSEプリオンタンパク質が入っていることで、牛から牛へえさを介して広まっていきました。最初の1頭がどういうふうで発症したかはわかっていないのですが、そういう形で広がったということはわかります。感染した牛は脳、脊髄、回腸の一部などに蓄積しています。ここまでは牛の病気だったのですが、1995年に、イギリスで、変異型クロイツフェルト・ヤコブ病の患者が初めて報告された。いわゆるvCJDと呼ばれており、BSEとの関連性が示された。ここで公衆衛生上の大問題ということになりました。

BSEにはタイプが2つあり、最初に見つかっているのはいわゆる定型BSEと呼ばれているもの。そして非定型と呼ばれるBSEがあります。またあとで御説明いたします。そういった発生を受け、この発生国からの侵入がないように、牛製品、肉骨粉の輸入を禁止しました。国内でも拡大防止のために飼料の規制ということで、肉骨粉を処分しています。死亡牛を検査したりすることによってのサーベイランスで発生状況を確認することが行われています。牛はと畜場に入りますので、食肉にBSEプリオンが入るのはよくないということで、ここでBSEプリオンタンパク質が蓄積する、特定危険部位と言われている、SRMという部分を除去して肉を提供することとなります。

健康な牛ですので、そこには溜まっていないという状況で、それを除いた上でさらに肉にも安全なものを、ということで撤去しました。と畜前検査では、歩行困難のふらふらしている

牛がいないか、立てない牛がいないかを見ています。もうひとつは、日本ではピッシングというものをしていましたが、それを禁止しました。ピッシングは不動化処置という言い方をしますが、脊髄を壊して動かなくします。それによって、血液中に脊髄の破片が入って回ったりする恐れがあるので、食肉に入らないようにピッシングはしないことを決めたわけです。こういった措置が2001年の9月に発生したあと、10月以降講じられてきました。

飼料の規制はどういうふうに行っているかという点、肉骨粉は、家畜の解体過程で食用に用いない部分を熱処理するレンダリングということをし、それを乾燥させて作ります。飼料や肥料として利用されていましたが、今は牛から出てくるものは、粉上のものを、この状態にしてから焼却処分をしているということです。これらは、国によって、若干、飼料規制の中身が違ってきます。スライドに肉骨粉の元になる反すう動物、そして豚、鶏があります。OIE、国際獣疫事務局ですが、ここが国際的な基準を作っております。OIEは、反すう動物のものは反すう動物に給与してはいけませんとしています。日本は、反すう動物⇔反すう動物はもちろん規制されていますが、反すう動物のものを豚や鶏に給与するのはいけません。豚、鶏も反すう動物に与えてはいけませんとなっています。米国・カナダはOIEの基準の反すう動物⇔反すう動物の禁止と、SRMについては、豚や鶏にあげてはいけません。EUが一番厳しくて、OIE基準に上乗せして、全ての動物タンパクは牛にあげないことと、肉骨粉は全ての豚や鶏にも与えていけない状況です。そのような飼料規制が敷かれています。

BSEはどんなふうに行っていたかという点、1992年頃にはピークで3万7千頭を超える牛がBSEになっていた。それが今ではほとんど見ないくらいに減ってきています。ということで、飼料規制等の管理措置が功を奏していることが見て取れるのではと思います。実際の数ですが、皆様のお手元の表を見ていただければと思います。日本では、2010年以降発生がありません。このカッコに書いてあるのが、非定型のBSEということで、10頭の中に含まれています。数は内数になっているので、累計で、日本では36頭のうち2頭が非定型だったということです。今回の評価対象の米国・カナダ・アイルランドについて。米国はまず御覧になってわかるように、累計は5頭で全て非定型。最初に見つかった非定型は、カナダ産だということで、カナダの数字に入っています。カナダも、最後は2015年に見つかりましたが、それ以降は発生していない。アイルランドは、去年1頭見つかりましたが非定型であった。最終の定型はやはり2015年で、今年はない状況です。このように、今はほとんど発生がありません。3万7千頭を超えていた時代から見ると、ほぼなくなってきている状況にあるということです。SRMについては、30か月齢以下の牛。ここでは扁桃を含めた扁桃、それと回腸の遠位部。盲腸との繋ぎ目から2mのところまでを特定危険部位(SRM)と定めて除去することになっています。30か月齢を超えた牛については、頭部脳、眼球、扁桃が含まれます。そして脊髄と、背根神経節というの、脊髄から出てきたところの神経のかたまりがありますので、それを脊柱とともに取り除く。そしてやはり回腸の遠位部。ここはSRMとなっています。

今回の評価は、これまでの評価と考え方が少し変わった部分があります。まず定型BSEに

ついてですが、この国内評価では、生体牛のリスクと食肉のリスクで考えるのですが、リスクがどうか、これらの飼料規制、侵入規制、サーベイランスなどの措置を見ていきます。そして評価が変わっている部分について。前は最終に生まれた BSE が最後に確認された牛が 11 年前より前に生まれているか、11 年以内に生まれたかどうかが問題でありました。11 年で牛群の 95%以上がその中からいなくなるということですが、そこを見ておけば、11 年間で発生していない、最終に生まれたのが 11 年前以降であれば、その中には残っておらず牛群の中の感染状況は低くなってほとんど認められないということです。今後、この牛群での発生はないだろうということの評価したわけですが、そして食肉のほうは、牛がと畜場にまわってきて、SRM がきちんと除去されているか、と畜前検査をして歩行困難牛は入っていないか、ピッシングはしていないか、ということが適切に実施されていれば、人への BSE のプリオンのばく露リスクは低減措置が図られているという考え方です。これらを総合的に評価し、食べた人が変異型のクロイツフェルト・ヤコブ病になるかどうかの全体リスクということで評価をしています。これらを全部満たされていれば、BSE プリオンによる vCJD を含むプリオン病は起こる可能性は極めて低いという結果になります。今回はどう考えていくかという、11 年の 12 月に米国、カナダ、13 年の 4 月のアイルランドの諮問では、内容は国際的な基準を踏まえてさらに月齢の規制閾値である 30 か月齢を引き上げた場合のリスクについて評価するとしています。まずその国々が全体的にどういう状況になってきたか。3 万 7 千頭も出ていたときから、2016 年には 1 頭。2017 年は出ていなく 2018 年に 1 頭という状況にまで下がっています。なので感染している牛そのものがどんどん減っているのではないかと。国内の評価をしたときの状況と、大きく変わってきていることを踏まえての生体牛のリスクを考えねばならないだろうということで、11 年にこだわらず、その当時 11 年以内に生まれる牛に、BSE が発生することがあるような状態のときの全体の感染牛がいるかどうかのリスクが、今の状態ではほとんどなくなっているのではないかと。たとえばたとえ偶発的なものなので飼料規制等がきちんと行われているかが大事だろうということで、こちらのリスクを考えています。

食肉に関しては、リスク管理措置は変わっていないことを確認しないといけないということで、この低減効果は変わっていないければ、一定の効果は持っているということです。ということで、月齢を考えていかなければいけないのですが、諮問においては、国際的な基準である OIE の陸生動物衛生規約を踏まえることを前提としており、OIE では牛肉に関しては月齢の規制閾値は設けられていません。

そして次の検討を行いました。「直近 11 年以内に生まれた牛で定型 BSE が確認されているか」に関わらず、「月齢条件なし」とした場合に、食肉処理に関連した措置によって、牛肉の摂取による定型 BSE プリオンによる vCJD 発症の可能性が極めて低い水準に達しているか」ということを、「定型 BSE 感染牛におけるプリオンタンパク質の分布がどうなっているのか、前に評価したときと変化していないか」を踏まえて検証しています。また vCJD の発生状況、疫学情報等も見えていきます。

そして前提となっている措置が行われているかどうか。3か国におけるその実施状況を国内評価の項目等について点検しました。国内評価のときは点検表をつくりました。そのときの点検表に照らし合わせて、輸入が規制されているかなどの侵入リスク、国内の安定性ということで、どんどん BSE である病原体のプリオンが広がっていくことがないのか、つまり飼料規制がきちんと行われているか。そしてサーベイランスによって確認が取れているのかを見ます。発生している場合の疫学調査も加味して考えます。定型 BSE については、食肉処理に感染したリスクについて SRM の除去、と畜処理の各プロセスにおいてと畜前検査が行われているか、ピッシング等がきちんとやめられているかについて点検しました。

非定型 BSE は前のときにすでにその評価をしているのですが、まず、どういうものを簡単に説明します。ウェスタンブロット、プリオンタンパク質を酵素処理して電気泳動した場合、分子量が、大きいものから小さいものになるのですが、BSE はバンドが3つ出てくる。この一番下のバンドを見ていただくと、定型 BSE より少し上、分子量が少し大きいものと、やや小さいものがときどき見つかります。上に出てくるものは H 型、下に出てくるものは L 型で、2つのタイプが報告されています。非定型 BSE の評価ですが、前回国内評価のときに、すでに評価を行っています。その後、新たな知見等を確認し、国内評価の際に行った非定型 BSE の評価の結論と違うことがないかを確認していきます。国内評価のときの非定型 BSE に関する考え方としては、まず非定型 BSE というのは孤発性であるということです。定型 BSE は肉骨粉によって広がっていますが、非定型 BSE は、スポラディックに出てくるものです。次に疫学的に非定型 BSE と人のプリオン病の関連を示唆する報告がないということが確認されています。発生頻度を、2歳以上の牛では 100 万頭あたりで、H 型が 0.07。L 型は 0.09 頭。極めて低い発生頻度です。H 型の人への感染の可能性は確認できていません。L 型の感染牛の脳組織によってサルに感染したという実験がありますが、現行の SRM 以外の組織の人への感染性は極めて低いのだと当時結論を出しました。牛と人の中には種の壁、種間バリアが存在しています。こういうことを加味して考えると、適切なリスク管理措置、定型 BSE と同様のものを前提に考えてみると、非定型 BSE についても、牛の肉、内臓の摂取に由来する vCJD を含む人のプリオン感染症の可能性は極めて低いと結論を出しました。それ以降、新たな知見が出てこの評価の項目を変更しなくてはならないのかの確認を行いました。

評価結果ですけれど、SRM の範囲は 2012 年 10 月に、食品安全委員会が評価を行いまして、それに基づいて定められていますけれども、この現在の SRM の範囲が不十分であることを示す新たな知見はなかった。つまり、現在の SRM の範囲で十分であるということです。中枢神経系、牛の脳・脊髄・背根神経節を含む脊柱といったところがひとつ。これは 30 か月齢超の牛由来のものを SRM に指定しています。あとは扁桃と腸管は全月齢です。SRM 以外の組織に、副腎、末梢神経等で検出されているという報告がありますが、脳の 1/1000 以下と非常に微量しか検出されません。

vCJD の発生状況ですが、世界で 2000 年をピークに減少していきました。グラフの白いほ

うのバーがイギリス、赤いほうはイギリス以外ですが、イギリスでも 1989 年以降、脳、脊髄等の高リスク部位の食品への利用禁止措置を採った結果、90 年以降の出生者からは vCJD 患者は確認されていないです。また、アメリカ・カナダ・アイルランドのいずれも、CJD サーベイランスを行っています。

「生体牛のリスク」に係る措置について点検していますが、米国・カナダはほぼ同じことですので米国の分だけ説明します。発生国からの肉骨粉等の輸入禁止。リスクの変化がありますのでそれに応じて禁止措置が緩和されたりしていますが、基本的には発生国からは輸入しておりません。

反すう動物由来の肉骨粉の反すう動物への給与禁止。えさとして回るのを防ぐということです。サーベイランスによって、措置の有効性を確認しているということで、米国、カナダは同様となっています。アイルランドは EU 規則で、全ての動物由来たん白を全ての家畜へ給与しないという形になっています。米国での発生状況ですが、先ほど申し上げたように、5 頭全て非定型です。カナダは 2009 年の 3 月生まれの牛で定型 BSE が認められていて、それらの疫学調査を行った。その発生農場ですが、過去にも発生したことのある農場であり、汚染飼料が一部残留して、感染したことが最もあり得ると考えられています。この特定の農場で起こった事例であって、カナダで売られていたり供給されている飼料が汚染されているとか、規制措置が破綻しているという状況ではないことが確認されました。

アイルランドも、2010 年 1 月生まれの牛でみとめられていますので、その後、疫学調査をしています。やはり感染源が残っていたかどうかはわからない。その可能性が小さいが、残留飼料の微小片などが環境中にあるものによってばく露された可能性は否定できないという結論になっています。アイルランドも同様に国全体として飼料規制が行われていて、それが破綻して起こったものではないという結論に至りました。こういった飼料規制の措置等は定型 BSE の発生抑制に大きな効果を発揮しているものと判断しました。

食肉の処理に関してですが、これも米国・カナダは一緒です。SRM 等は除かれており、と畜前の検査はきちんとされているということで、フードチェーンから異常なものは排除されています。当然ピッシングも行われていません。機械的回収肉というものがありますが、アメリカ・カナダは国内向けには許していますが、日本向けには認められていません。アイルランドは「検査官が、SRM が適切に除去されていることを確認」とと畜牛に対すると畜前検査により、歩行困難牛等をフードチェーンから排除（ピッシング等の食肉への SRM の汚染のリスクが高い方法によると畜を禁止）」は同じですが、機械的回収肉は製造を禁止しています。

定型 BSE の評価結果ですが、3 か国において、「生体牛のリスクに係る措置が現状と同等の水準で維持されている限りにおいては」という前提が付きますが、今後も、定型 BSE が発生する可能性が極めて低いか、その発生頻度は現状以下で推移するものと推定できる。そして、と畜前の検査、臨床症状を呈する牛をきちんと排除することができるということを考えれば、現在の SRM を除去することによって、食品を介して摂取される可能性のある BSE

プリオンタンパク質 (PrP^{Sc}) は極めて少なくなるものと推定できるとしたのです。「食肉処理に関連したリスク」に係る措置は適切に実施されているものと確認しました。

その結果、総合的に判断しますと、牛と人との種間バリアの存在というものを考えた上で、3か国から輸入される牛肉等の月齢条件を「条件なし」つまり検査月齢の上限を設けない。全ての健康と畜牛を検査しなくてよろしいということになったとしても措置の適切な実施を前提とする牛肉の摂取に由来する定型 BSE プリオンによる vCJD 発症の可能性は極めて低いという結論を導き出しました。

非定型 BSE については、国内評価を 2016 年に最終的に行った時点での評価と、その結果を違えるような文献の調査を行った結果、それを変更するようなことはなく、適切な管理措置、定型 BSE と同様のものを前提とすれば非定型 BSE についても、牛の肉、内臓摂取に由来する vCJD を含む人のプリオン病発症の可能性は極めて低いという結論を導き出しました。

評価の最終結果としては、前提条件が付きますが、国際的な基準を踏まえた上で、米国・カナダ及びアイルランドのそれぞれから輸入される牛肉及び牛の内臓の月齢条件を「条件なし」としたとしても人へのリスクは無視できるということです。ただし前提条件がありますので、管理側に付帯事項をつけました。現在実施されているリスク管理措置を前提としたものである。そのため、リスク管理機関は、特に各国における飼料規制やサーベイランスの状況、と畜前検査、SRM 除去の規制状況について継続的に情報を収集する必要があるということです。

今後の予定ですが、現在パブリックコメントを募集しており、本日大阪で意見交換会を開催しています。昨日は東京で行いました。そのあとは、いただいた意見、情報を整理し、評価書へ反映する部分があれば反映し、最終的にはとりまとめて、その結果を厚生労働省に通知します。厚生労働省では通知を受けて規制の見直しについて検討されるものと考えます。少し早口になったかもしれませんが、以上で私の説明を終わらせていただきます。御静聴どうもありがとうございました。

渡辺リスコミ官：

山本委員ありがとうございました。それではここから 10 分間休憩を取りたいと思います。14 時 25 分までにお戻りください。前のほうは質疑応答の机の配置に直します。

— (休憩) —

渡辺リスコミ官：

予定の時間より若干早いのですが、ここから質疑応答の時間をいただきます。質疑応答の対応者を御紹介させていただきます。皆様から見て、右から 3 番目が先ほど講演をさせていただきました山本委員です。山本委員の左側、食品安全委員会プリオン専門調査会、眞鍋座長

です。一番左側は、食品安全委員会事務局、評価二課の今西課長補佐です。山本委員の右側、厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課輸入食品安全対策室 小島室長補佐です。一番右側が農林水産省消費・安全局動物衛生課 菊池課長補佐です。

それでは質問のある方は挙手をしてください。私の方で指名いたしますので、係の者がマイクをお持ちいたします。マイクが来ましたら、御所属とお名前をお願いできないでしょうか。それからまたできるだけ多くの方に質問の機会を確保したいと考えておりますので、御質問につきましては、簡潔に御協力いただければと思います。よろしく申し上げます。

それでは質問についてお受けしたいと思っております。どなたからでも結構でございますので、挙手していただけますか。

質問者 A :

わかりやすい説明ありがとうございました。

スライド 28 についてです。食肉の解体についてはよくわからないのですが、機械的回収肉というところでアメリカとカナダでは日本向けの輸出は認めてはならない。アイルランドは全く作ったりしていない。アイルランドは機械的回収肉の製造を禁止していて、アメリカとカナダはそれをしていないというところで、解体のところではプリオンが混じるとか、そういうことを危惧してアイルランドは禁止しているのでしょうか。それを教えていただきたいです。

小島室長補佐 :

機械的回収肉につきましては、EU は全体的にリスク管理措置が厳しく、MRL が機械的回収肉をまとめることを禁止しています。それを踏まえ、アイルランドは EU 全体の規則の中で EU の規則に沿って対応しているものと考えています。

山本委員 :

論点がずれていたかもしれないのですが、まず機械的回収肉がなぜ問題なのかというと、イギリスでそれを製造していた。そのときに背根神経節が食用に回ってしまって、vCJD があのような数が発生したのではないかということで EU ではそれを全面的に禁止しました。アメリカはベーシックなリスクは恐らく低いと考えていたのだと思います。そこから、機械的回収肉はさほどのリスクではないということで国内向けに製造しています。

日本はそういったものを輸入はしないという条件を決めてありますので、それが入ってこないことになっています。

渡辺リスクミ官 :

よろしいでしょうか。その他御質問ございますか。

二人いらっしゃいますので、一番前の方からお願いします。

質問者 B :

スライドの 27 ページでカナダとアイルランドの定型 BSE が認められていると思います。これはどの段階で発見されるのかわかれば教えていただきたいのですが。農場なのかと畜場のところで症状がおかしいということで発見されるのか、そこを伺いたいです。

山本委員 :

両方共ですか。農場での死亡牛の検査で発見されたということです。

質問者 B :

それは生前に何か症状が出たりせず、死亡して、結果としてわかったという形でしょうか。

山本委員 :

そこまでの詳しい報告はありません。とにかく死亡牛検査でわかったということです。日本でも農場死亡牛の生前の状況がはっきりとわかる例は、ほとんどないと思われま。なかなか生前どうだったかというのは報告されていません。

質問者 B :

わかりました。ありがとうございます。

渡辺リスクミ官 :

それでは右側の席に座っていらっしゃる方、お願いします。

質問者 C :

まず、飼料規制の問題で、スライドの 11 番の各国の比較表について、2 点質問があります。ひとつは、アメリカ、カナダのところの反芻動物由来のものは豚、鶏に与えていいので、○になっています。ここが報告書では、アスタリスクがついていて、30 月齢以上の牛の脊髄等を種類別として使用することは禁止されているという注意書きがあります。これは先ほどの山本先生の説明ではそれがなかったのですが、それは報告書が現在もこういう状態にあるという理解でいいのでしょうか。

二つ目が、SRM のところで、それぞれ×がついています。SRM の定義そのものは各国、地域等で微妙に違います。11 番のスライドの表にある SRM というのは、各国の定義に準拠して×、という理解でいいのでしょうか。

山本委員 :

先ほどの説明にそのことを申し上げるのを忘れてましたが、評価書の通り、30 ヶ月というこ

とになります。

それから各国の SRM に準拠していると考えてください。

渡辺リスクミ官：

お願いします。

今西課長補佐：

参考資料の 1 番で、評価書案を配布しております。そちらの 29 ページに御質問いただいたアメリカの国内安定性ということでアメリカの飼料規制の内容が記載されております。その中でアメリカは 2009 年の 10 月に飼料規制を強化しております。動物飼料への牛由来の禁止原料ということで、CMPAF が定められております。具体的には 30 か月齢以上の牛の脳及び脊髄と、30 ヶ月齢未満のまたは脳、脊髄が除去された牛を除く食肉検査の未実施不合格の屠体全体。それから a と書いてあるところの CMPAF についての全ての家畜種の飼料、ペットフードの使用を禁止しているものがアメリカの飼料規制の内容です。

渡辺リスクミ官：

2 つ目の質問はよろしいでしょうか。それでは 3 つ目の質問をお願いします。

質問者 C：

同じく飼料規制のことですが、従来の飼料規制の実効性に関連して、交差汚染のリスクについてずっと指摘されていたと思います。今回の規制のルールそのものは、この表の通りになると思いますが、実際の現場で交差汚染のリスクはどの程度あるのかないのか。これについての委員会としての評価はどんなふうに行われているのか、またはされていないのか。その辺を教えていただきたいです。

山本委員：

まず、各国のラインが牛と豚と鶏用で分離されているのかということが一点と、検査に入っていますので、そのときに不備がなかったかどうかをチェックいたしました。その結果は、例えば米国であれば 32 ページ辺りの表を御覧いただきたいのですが、検査施設数とその中で重大な違反があったかなかったか。違反があったとしてもすぐに改善されて、飼料として流通しなかったかどうか。そういうことをチェックさせていただいています。

3 か国についてはそれがきちんと行われているということを確認して、飼料規制が確実に実施されているという結論に至りました。

質問者 C：

今のことに関連しますが、スライド 28 番の 3 か国の点検結果のところで行くつか質問があ

ります。

ひとつ目は、今の飼料規制の現地の状況がどうなっているかを調査しているという話でしたが。

山本委員：

現地へ行って調査をしたわけではなくて、向こうからの報告書を確認することでの確認です。

質問者 C：

委員会はそうですね。従来、管理機関がアメリカ、カナダのと畜場の工場の視察や、飼料規制のある現場の視察とかをやっていた経緯があると思いますが、この報告書でいうと、食肉処理場のところはアメリカの検査官が検査した結果がこうですということになります。日本の管理機関が処理場や飼料規制の現場を調査するのは、今もやっているのか、あるいは途切れてしまったのか、そこを教えてくださいたいです。

小島室長補佐：

と畜場について答えさせていただきます。

アメリカ、カナダのと畜場の現地調査につきましては、定期的に行っております。しかし、直近は 2017 年に行っていますので、また今後も続けていく予定にしております。

菊池課長補佐：

飼料工場ですが、今回のリスク評価に用いたデータは、米国で言えば FDA の検査官がチェックした結果を米国当局からいただき、それを食品安全委員会に提出してリスク評価いただいております。

質問者 C：

最後に実際の処理場のイメージを教えてくださいたいです。

例えば、輸出用の処理をする際に、先ほどのように SRM は各国ごとに微妙に違います。例えば、午前中は日本向けの処理をしていた。ところが午後からはメキシコ向けの処理をしたり中国向けの処理をしたり、変わったときに作業員は一緒であったとしても、微妙に除去しなきゃいけない対象が変わる可能性がある。そういうことになっているのか、あるいはこのレーンは日本向けの輸出しか扱わないという仕組みになっているのか。

小島室長補佐：

と畜場の処理の状況につきましては、と畜場の規模にもよります。大きなところはラインが複数あって、そのうちの一つを日本用の輸出用のラインにして、処理をするというやり方を

しています。ラインが限られている小さいところは、時間で区切るやり方をしています。いずれにしても、日本と米国の間で輸出条件という現在結んでいる条件の元で輸出をしていただいています。その中で分別管理のやり方についてはきちんと守ることを条件にしていますので、その点を守っているかをまさに現地調査などで確認しています。

渡辺リスクミ官：

その他御質問のある方いらっしゃいますか。

質問者 C：

質問ではなくて、意見です。一番最後の結論である 31 番のスライドです。

山本先生が説明されたように、今回の委員会の評価は、前提条件が課されているということになっていて、適正な規制が有効に働いているということが前提になりますということでした。望むならば、管理機関に対してその情報をちゃんと収集しなさいということになっていますが、この評価結果を出した委員会としても、それを管理機関から、定期的に報告を受けることをやるべきではないでしょうか。

渡辺リスクミ官：

御意見ありがとうございます。その他、御質問ございますでしょうか。それではまた一番前の方。

質問者 D：

今回のお話しと関係があるのかどうか分からないのですが、スライドの 21 番のところで、ウエスタンブロットの結果を出していただいておりますが、定型のものと非定型のもの分子量サイズの違いはどういうものが原因で生じているか。何かデータがあるならお教え願いたいと思います。

大快係長：

代理でお答えさせていただきます。

BSE のタイプは定型と非定型の 2 タイプありますが、基本的に BSE はプリオンタンパク質が異常に凝集することが原因と考えられています。検出するときに、異常型になっていない場合はプロテアーゼ処理で全部タンパク質が分解されるのですが、異常に凝集していると、酵素処理で切れ残るものがバンドとして検出されます。その切れる場所が定型と非定型とでそれぞれ違っていることからパターンの違いとして現れてきます。

渡辺リスクミ官：

大体御質問は出尽くしたようでございますので、御質問はこれで終了させていただきたい

と思います。

御意見につきましては、ホームページの方でパブコメの受付をしておりますので、ぜひそちらから提出していただければと思います。本日の意見交換会踏まえまして、今月の27日がパブリックコメントの締め切りとなっております。評価者に関する意見募集を行っておりますので、食品安全委員会のホームページのほうで御確認をいただき、御意見をお寄せいただければと考えております。

それではこれにて食品に関するリスクコミュニケーション、「米国、カナダ及びアイルランドから輸入される牛肉及び牛の内臓に係る食品健康影響評価案について」を終了いたします。

御参加いただき、誠にありがとうございました。なお、今後の運営の改善に活用させていただきますので、アンケートが1枚入っておりますので、そちらに御記入いただき、係の者に提出いただきますようお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。お気をつけてお帰りください。